

# 国民年金保険料が割引されるお得な納め方

〓口座前納の申込みは2月末まで〓

平成28年度の国民年金保険料は、月額16,260円です。毎月の保険料は、日本年金機構から送付されてくる納付書によって翌月の末日までに納めていただくことになっていきます。

●国民年金保険料を納付書で納めていただいている皆様へ

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

●口座振替のご案内

口座振替をご利用いただくと、金融機関等へ保険料を納めに行く手間と時間が省けます。また、自動引き落としで、納め忘れの心配がありません。

## 口座振替の振替方法は、

- ① 2年前納 (4月～翌々年3月分)
- ② 1年前納 (4月～翌年3月分)
- ③ 6カ月前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)

参考：平成28年度の口座振替方法別割引額

振替方法	納付額	割引額	振替日
2年前納	377,310円	15,690円	4月末
1年前納	191,030円	4,090円	4月末
6カ月前納	96,450円	1,110円	4月末 10月末
当月末振替(早割)	16,210円	50円	毎月月末
翌月末振替(割引なし)	16,260円	なし	翌月末

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

- ④ 当月末振替(早割)納付期限よりも1カ月前〓口座振替〓
- ⑤ 翌月末振替(通常の口座振替)の5種類から自由に選んでお申し込みいただけます。

まとめて前払いすると、割引額も大きくさらにお得です。なお平成29年4月より、これまでの口座振替に加え、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります。

## 口座前納の申し込み締切日

口座振替で前納を希望する方は、**2月末までに申し込みが必要**があります。ご希望の方は左記のものをお持ちの上、国民年金係にてお手続きください。

- ・年金手帳(基礎年金番号がわかるものまたは納付書等)
- ・預(貯)金通帳
- ・預(貯)金通帳届出印

●平成29年度国民年金保険料の免除申請を希望する方または前年度より免除の継続申請を希望している方は『所得(市・県民税)の申告』がお済みでないとい免除の判定ができません。

平成29年3月15日(水)までに所得の申告を終えておきましょう。(審査対象となる本人・配偶者・世帯主の分の申告が必要です)

平成29年度の所得申告をお忘れなく!



●20歳前からの障害により障害基礎年金を受給している方は、所得申告をしていない場合、支給停止になることがあります。

※市・県民税の申告は、所得の有無にかかわらず必要です。  
※申告書が送付されてこない場合でも、必ず市民税課に申し出をして申告して下さい。

◆申告についてのお問い合わせ  
市民税課 ☎973-5382

◆年金についてのお問い合わせ  
窓口サービス課 国民年金係  
☎973-5498

平成29年4月から、国民年金窓口業務が本庁のみに変更になります。来所の際は、お間違えのないようよろしくお願いします。  
\*住民異動届に伴う国民年金の変更手続きは、引き続き出張所で行えます。